危険物安全週間

【令和７年度危険物安全週間推進標語】

「危険物　無事故へ挑む　ゴング鳴る」

　ガソリン、軽油、灯油などの燃料のほか、塗料、プラスチック、化学繊維など原料に幅広く利用されている危険物は、取り扱いを誤ると生命や財産を奪う重大な事故となる恐れがあります。そのため、今年度は６月８日（日曜日）から６月14日（土曜日）までの７日間、危険物に対する意識の高揚を図るため、全国一斉に危険物安全週間が実施されます。

　松浦市消防本部では庁舎内での卓上登りの設置や危険物に関する広報を行うほか、危険物を保有する事業所への立入検査等を実施し、危険物について指導を行い、危険物に関する火災や漏えい事故が発生しないよう、市民生活の安全確保に努めてまいります。

危険物とは？

・消防法で定められているもので、一般的に次のような性質を持った物品を言います。

1．火災発生の危険性が大きいもの

2．火災拡大の危険性が大きいもの

3．消火の困難性が高いもの

私たちの身近なものでは、ガソリン、灯油、油性塗料等があります。

危険物を扱う上での注意すべきこと

1．みだりに火気を使用しないようにしましょう。

2．保管場所には、可燃性物品を置かないようにしましょう。

3．常に整理、清掃を行い、漏れ、飛散しないようにしましょう。

4．危険物を収納する容器は、法令で定められたものを使いましょう。

セルフスタンドを利用する場合の注意すべきこと

1．給油作業を開始する前には、静電気除去パッドに触れる。

2．タバコの喫煙、火気の使用、携帯電話の操作、エンジンのかけっぱなしはやめましょう。

3．セルフスタンドでは携行缶に自分でガソリン等を入れることは禁止されています。

4．吹きこぼれを起こさないよう、継ぎ足し給油はやめましょう。